

# 「令和8年度食品ロス削減情報発信業務」

## 企画提案募集要領

### 1 業務の目的

食品ロスは年間約464万トン（令和5年度推計 農林水産省・環境省）が国内で発生しており、このうち約50%（約233万トン）が家庭から発生していることから、食品ロス削減に向けた家庭への啓発が重要である。家庭系食品ロスの削減を促進する上で、環境問題に関心のある層に具体的な行動を促すと同時に、無関心層への普及啓発が重要となる。また、環境省資料によると、30代の世帯が多量に食品ロスを排出する傾向にあるとされている。

そこで、30代を含む若者を主なターゲットとし、インフルエンサーを活用した情報発信を行うことで、県民の食品ロス削減に対する理解・実践の促進を図る。効果的な発信とするため、30代を含む若者に利用者が多いInstagramを活用し、4人程度のインフルエンサーで構成する「あいち食べきりサポーターズ（仮称）」を結成して情報発信する。また、Instagramで投稿された動画をとりまとめ、啓発（県の食品ロス削減webページへの掲載、イベントでの活用等）に活用できるようにする。

### 2 業務の名称

令和8年度食品ロス削減情報発信業務

### 3 業務の内容

別添仕様書（案）のとおり

### 4 契約条件

#### （1）委託金額限度額

5,095,200円（消費税及び地方消費税込み）

#### （2）契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする。

（あるいは、愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に基づき全額を免除する。）

#### （3）契約期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）までとする。

#### （4）委託費の支払条件

業務終了後の精算払いとする。

#### （5）その他

企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件のもとで、その額を

超えることは認めない。また、提案内容等を勘案して仕様書を決定するため、委託金額が見積額と同じになるとは限らない。

本契約は、消費者庁における令和8年度地方消費者行政強化交付金の交付決定を条件とする。

本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約を希望する場合は、決定通知後速やかに申し出ること。

## 5 応募資格

応募の資格者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 令和8・9年度愛知県入札参加資格者名簿において、業務（大分類）03. 役務の提供等、営業種目（中分類）03. 映画等製作・広告・催事の登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、本県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 業務の性質上、本県と密に連絡を取りながら業務を進める必要があることから、県内に本社・支社又は営業所等の活動拠点を有する者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 応募は単独に限らず共同事業体でも可能とする。この場合の要件は以下のとおり。
  - ア 共同事業体を構成する全ての事業者が、応募資格（1）～（5）の要件を満たす者であること。
  - イ 共同事業体協定書の写しを提出すること。

## 6 説明会

応募希望者を対象に、以下のとおり説明会を開催する。出席は応募の必須条件ではないが、応募希望者は可能な限り出席すること。

### ア 開催日時

令和8年4月27日（月）午後4時から

### イ 場所

オンライン開催（Microsoft Teams）

### ウ 参加申込方法

参加申込は令和8年4月24日（金）正午までに電子メールにより行うこと。

電子メール：junkan@pref.aichi.lg.jp

※ タイトルは「令和8年度食品ロス削減情報発信業務説明会参加申込」とし、本文中に次の1～3を記載すること。

1. 貴社（団体）名
2. 参加者所属・氏名
3. 連絡先（電話番号及びメールアドレス）

## 7 参加表明書の事前提出

- プロポーザルに参加を希望する場合は、できるだけ速やかに参加表明書（様式1）を電子メールにて事前提出すること（印不要。着信を確認すること。）（参加表明書の事前提出を行っても、参加を取りやめることは可能である。）。
- 参加表明書の事前提出は応募の必須要件ではないが、参加表明書が正式に提出されるまでの間は、県からの連絡事項等がある場合、参加表明書を事前提出した者に対してのみ行う。
- 参加表明書の事前提出について、提出が遅くなった者や提出しなかった者は、そのことに起因する不利益があったとしても、その者がその責を負うものとする。

## 8 応募手続等

### （1）企画提案書の提出

応募者は、下記に示す書類を作成し、提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求められることがある。

#### ア 提出書類

（ア）参加表明書（様式1） 1部

（イ）企画提案書 9部（正本1部、副本8部）

「9 企画提案内容（提案項目等）」で示す事項を記載したもの（任意様式）

（ウ）添付資料 1部

- 定款又は寄附行為
- 組織概要、事業概要がわかるもの（会社パンフレットなど）
- 決算報告書（直近2カ年）
- 過去に実施した類似事業の実績（※事業名、事業内容、実施時期、規模等が分かる資料）
- 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書及び添付書類（様式2）

#### イ 提出方法

持参又は郵送とする。

ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着とする。

## ウ 提出期限

令和8年5月12日（火）午後5時（必着）

## エ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県環境局資源循環推進課 一般廃棄物グループ

電話 052-954-6234（ダイヤルイン）

### （3）企画提案書類作成上の注意

- 企画提案書に応募者（法人）名を記載しないこと。
- 用紙サイズは、A4版縦（横書き、要ページ番号）とする。ただし、イメージ図等を記載する場合、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。また、提案内容の概要版（A3片面1枚）も添付すること。
- 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等で1ヶ所とめる。
- 企画提案は1事業者につき1案とする。
- 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

### （4）業務内容等に関する質問等

本業務に関し質問等がある場合は、令和8年5月1日（金）午後5時までに電子メールにより送信すること。質問等への回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、令和8年5月8日（金）までに、愛知県のWebページに掲載するとともに、質問者に対して電子メールにより回答する。

仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問および回答については企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

#### ア 質問の送付先

電子メール：junkan@pref.aichi.lg.jp

タイトルは「令和8年度食品ロス削減情報発信業務に関する質問」とすること。

#### イ 回答掲載Webページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan/r8foodloss-influencer.html>

## 9 企画提案内容（提案項目等）

企画提案書には、次の内容について記述すること。

### （1）業務に関する企画等

#### ア 業務実施体制

- ・業務を受託した場合の業務を実施する体制（組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制等）、業務に従事するスタッフの過去の業務経歴及び各スタッフの役割分担

- ・これまでに取り組んだ類似業務に関する実績

#### イ 業務実施計画及びスケジュール

- ・委託業務の目的を達成するための業務全体に係る総合的な実施計画、運営計画等
- ・業務を適切に行うためのスケジュール
- ・スケジュールに基づく準備の進め方等

#### ウ 業務に関する企画提案

- ・本業務の実施コンセプト
- ・想定するインフルエンサー（想定の記事内容、投稿方法、投稿計画、想定されるリーチ数等）
- ・投稿の内容、特設 web サイトの内容、スケジュール等の啓発計画
- ・効果測定の内容
- ・その他、本業務の遂行に当たり、必要又は効果的であると考えられる追加の提案

#### (2) 概算費用

本業務の実施に係る概算費用（見積額）を内訳がわかるように項目ごとに記述すること。

### 10 提案の審査・選定等

#### (1) 選定事業者数

1 者

#### (2) 事前審査（書面）

企画提案書の提出が 4 案以上あった場合は、書面により事前審査を行い、提案数を 3 案に絞り込む。事前審査の結果については、5 月 19 日（火）までに各提案者に個別に連絡する。

#### (3) 審査方法

- 提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて、県が設置する選考委員会において、本県が定める審査要領に基づき総合的に審査を行い、最優秀規格提案を選定する。
- 選考委員会は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

#### (4) プレゼンテーション

- 開催日等  
5 月下旬に県庁内会議室において開催予定。日時等が決定次第、参加資格を有することを県が確認した提案者に、個別に連絡する。
- 実施方法（予定）  
企画提案書の内容説明（10 分間）、質疑応答（5 分間）

※プレゼンテーションは、提出された提案書で行う。パソコン及びプロジェクター等の使用、追加の資料提出は不可。

### (5) 審査基準

以下の項目について評価し、総合的に選定を行う。

評価項目	評価ポイント
1 業務実施体制	
業務実施体制 (組織・人員等)	①業務の実施体制、スタッフの役割分担が適切となっているか。
これまでの業務実績	②過去の類似業務の実績で優れたものがあるか。
2 業務実施計画及びスケジュール	
実施計画の内容	③本業務の趣旨を理解した総合的な実施計画か。
スケジュールの内容	④スケジュールの期間配分等の進行管理が適切か。
3 業務に関する企画提案	
コンセプト	⑤本業務の趣旨を理解した適切なコンセプトとなっているか。
効果的なインフルエンサーの選定	⑥インフルエンサーの選定は、県民に対して効果的に情報を発信できるものとなっているか。
啓発の内容	⑦投稿内容、特設 web サイトの内容、スケジュール等の啓発計画は、多くの人に関心を持ち、実践につなげることができるものとなっているか。
効果測定の内容	⑧啓発期間後、県が効果的な情報発信していくために参考となる適切な分析を実施できるか。
その他の提案	⑨その他、本業務に関する効果的な提案はあるか。
4 経費積算	
予定金額	⑩必要な経費が、適切な数量・単価で積算されているか。
5 社会的取組	
環境に配慮した事業活動	⑪ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。
	⑫自動車エコ事業所の認定を受けているか。
	⑬あいちカーボンニュートラルチャレンジの認定を受けているか。
	⑭あいち生物多様性企業認証の認証を受けているか。
障害者等への就業支援	⑮障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。 (障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加算対象とする。)
	⑯名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等(同一人物)を継続して3か月以上雇

	用しているか。（「協力雇用主の登録」は受けているが、保護観察対象者等を雇用していない場合には、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与する。）
	⑰障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）があるか。
男女共同参画社会の形成	⑱あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。（あいち女性輝きカンパニーの認証を受けるための要件の一つである「女性の活躍促進宣言」は提出しているが、当該認証を受けていない場合には、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与する。）
	⑲えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。
仕事と生活の調和	⑳愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。
	㉑あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。
	㉒くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けているか。
	㉓愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。

#### （6）決定

選考委員会の審査結果を踏まえて、県が採択提案を決定する。

#### （7）通知

審査結果については、各提案者に対して文書で通知する。

#### （8）契約

審査の結果、採択提案に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

#### （9）提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 応募する資格のない者が提案したとき。

イ 提出期限までに提出先に書類が提出されなかったとき。

ウ 事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

エ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

### 11 契約締結までのスケジュール（予定）

公告（企画提案募集開始） 令和8年4月22日（水）

企画提案提出締め切り	令和8年5月12日（火）
審査会による企画提案審査	令和8年5月下旬
審査結果の通知	審査委員会での決定後速やかに行う
契約締結	令和8年6月中旬

## 12 その他

- 提出書類の作成及び提出、説明会の出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。なお、提出された企画提案書は、返却しない。
- 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- この要領に定めるもののほか、本業務に係る必要な事項は、本県が定める。

## 13 連絡・問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県環境局資源循環推進課 一般廃棄物グループ（担当：黒木）

電 話 052-954-6234（ダイヤルイン）

Eメール junkan@pref.aichi.lg.jp